みんなの党　タウンミーティングのお知らせ

みんなの党
最高顧問

江口　克彦

11月13日(日)　来たる。

受付：13：30～

時間：14：00～16：00

アステ川西5階コンパス130

[ゲスト]
杉田水脈（すぎたみお）
1967（昭和42）年　神戸市生まれ
みんなの党衆議院兵庫県第6区支部長

江口克彦（えぐちかつひこ）
1940(昭和15)年2月1日　名古屋市生まれ　参議院議員　法政大学客員教授
松下幸之助のもとで23年間、側近として過ごす。

発行：大川ひろゆき後援会　市議会会派「太誠会」
[住　所]　〒665-0024　宝塚市逆瀬台1-3-C-506
[TEL＆FAX]　0797-78-8024
[E-mail] hiroyuki.okawa.1717@gmail.com
[ブログ] http://ameblo.jp/hiroyuki-okawa1717/

（討議資料）

月刊 Takarazuka STEP UP REPORT　No.5
（平成22年11月13日）

今回の内容

■9月議会報告（1）　議員提出議案第3号
特別職の給与及び議員定数の削減を求める条例案を起案し、9月議会に提出。

■9月議会報告（2）　議員提出議案第4号
国旗の掲揚並びに国歌の斉唱を求める条例案を起案し、9月議会に提出。

大川ひろゆき　プロフィール

昭和49年9月26日生（37歳）てんびん座　AB型
平成5年　大阪府立高津高校卒　　野球部に所属。1番、サードで主将を務める。
平成10年　大阪大学工学部土木工学科卒　　4年間で数百冊の本を読破。
平成10年　東京都庁に勤務　　多摩ニュータウンのまちづくりに関わる。
平成18年　関西学院大学大学院総合政策研究科修了
　　篠山市の中心市街地活性化や観光政策立案に関わる。
現　在　宝塚市議会議員(1期目)　所属会派：太誠会
　　妻、息子（小学校4年生）、娘（3歳）　　逆瀬台1丁目在住

9月議会報告 1）議員提出議案第3号

宝塚市特別職職員の給与並びに議員報酬の削減及び議員定数の削減を図るための関係条例の整備に関する条例

平成22年度決算では、実質単年度収支9.9億円と7年ぶりに大幅な黒字となりました。しかし、地方交付税交付金及び臨時財政対策債が前年度より29.7億円増加しており、交付金と借金により、黒字となっているに過ぎません。本年3月作成の「財政見通し」でも、年々、交付金が増加すると見積もっており、これ以上の交付金増額が厳しい国家財政下では、この財政見通しが大きく下ブレすることもあり得ます。また、この「財政見通し」では、年80億円（一般会計分：年43.5億円）という更新費用については見込んでおらず、市財政が危機的状況に陥るリスクは高くなっていると言えます。熊本県の蒲島知事は月給を100万円削減し、財政再建への決意を示しましたが、それに倣い、市長や議員もこれらリスクに対処する決意を示すべきと考え、私たち太誠会は本条例案を提案しました。

【条例の目的】

人口減少と高齢化による市税収入の減少が予想され、加えて高齢化に起因する扶助費の増大や、クリーンセンター焼却炉をはじめ公共施設等の改修及び更新等に多額の歳出を余儀なくされ(中略)、行財政改革を進めるためには、まず市特別職職員の給与並びに議員報酬の削減を行い、市民及び市職員に範を示す必要がある。

また、行財政改革だけでなく、さらなる議会改革も求められており、議員定数の削減が必要である。そこで、市特別職職員の給与並びに議員報酬の削減及び議員定数の削減を行うことを目的とする。

【条例の内容】

① 市長の給与を4割削減、副市長の給与を3.5割削減、教育長及び上下水道事業管理者の給与を3割削減、議員の報酬を3割削減することを定める

② 次回の選挙より、議員定数を6減し、「26」から「20」とすることを定める

【本会議における採決】　賛成4　反対21　賛成少数により否決

賛成　多田・大川・サトウ・藤本（太誠会）

反対　坂下・石倉・村上・山本・冨川（宝結会）　三宅・中野・藤岡（公明党）
伊福・井上・北野・寺本・大河内（ユニF）　大島・浅谷（ともに）
草野・たぶち・となき・田中（共産党）　北山・伊藤（無所属）

9月議会報告 2）議員提出議案第4号

宝塚市の施設及び市議会議場における国旗の掲揚並びに市の一般職の職員、特別職の職員及び市立学校の教職員による国歌の斉唱に関する条例

数年前、市内小学校の入学式において、式に参加した6年生のほぼ全員が、国歌斉唱時に着席するという事件がありました。生徒に特定の思想があったとは思いませんが、式の前日に校長が「国歌というものは立ちたい人もいれば、立ちたくない人もいる。立ちたくない人の思いも尊重してあげてよろしい」との説明があり、それが影響を与えたと考えられます。

この事件から、「国旗や国歌に対する特定の思想が存在すること」と「公式の行事等における儀礼上のマナー」を短絡的に結びつけて子供に伝えてはならないということを学ぶべきです。

「尊重」という言葉を子供に伝えることは難しく、それ故に、公職に就く者が、例え、どの様な個人的な思いを持っていても、国旗国歌を尊重する態度を示し、子供に範を示していくことは、非常に意義があるとの思いから、私たち太誠会は本条例案を提出しました。条例の概要は以下の通りです。

【条例の目的】

市民、とりわけ次代を担う子どもが伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する意識の高揚に資するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと

【条例の内容】

① 市が所有し、かつ職員が在勤する市の施設において、執務時間等の間、施設の見やすい場所に国旗を掲揚することを定め、市議会議場においては、国旗と市旗の掲揚を定める

② 市の行事等において、国歌の斉唱が行われる場合は、一般職の職員、特別職の職員、市立学校の教職員は起立の上、斉唱することを定める

【本会議における採決】　賛成6　反対19　賛成少数により否決

賛成　多田・大川・サトウ・藤本（太誠会）　山本・冨川（宝結会）

反対　坂下・石倉・村上（宝結会）　伊福・北野・寺本・井上・大河内（ユニF）
三宅・中野・藤岡（公明党）　草野・たぶち・となき・田中（共産党）
大島・浅谷（ともに）　北山・伊藤（無所属）